

定 款

株式会社サンリツ

程G第1号

定款

目次

第1章 総則

第1条 商号

第2条 目的

第3条 本店の所在地

第4条 機関の設置

第5条 公告方法

第2章 株式

第6条 発行可能株式数

第7条 単元株式数

第8条 単元未満株主の権利制限

第9条 株式その他の取扱規則

第10条 株主名簿管理人

第3章 株主総会

第11条 招集の時期

第12条 基準日

第13条 招集権者

第14条 議長

第15条 決議要件

第16条 電子提供措置等

第17条 議決権の代理行使

第4章 取締役および取締役会

第18条 取締役の員数および選任

第19条 任期

第20条 代表取締役等

第21条 取締役会

第22条 取締役の報酬等

第 5 章 監査等委員会

第 23 条 監査等委員会

第 24 条 常勤の監査等委員

第 25 条 監査等委員会の決議方法

第 6 章 取締役および会計監査法人の責任免除

第 26 条 損害賠償責任の一部免除

第 7 章 計算

第 27 条 事業年度

第 28 条 剰余金の配当

第 29 条 自己の株式の取得

第 30 条 配当金の除斥期間

第 8 章 附則

第 31 条 法令の準拠

第 32 条 監査役の責任免除に関する経過措置

定款第 16 条附則

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は株式会社サンリツと称し、英文では SANRITSU CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。

1. 一般貨物の梱包
2. 貨物自動車運送事業
3. 貨物運送取扱事業
4. 倉庫業
5. 木箱製造業
6. 包装・梱包材料および機材の加工・製造並びに輸出入販売に関する事業
7. 不動産の賃貸
8. 機械器具設置工事業
9. 通関業
10. 港湾運送事業
11. 産業廃棄物収集運搬業
12. 労働者派遣事業
13. 工作機械等重量物の架設、設置および解体業務
14. 機械、玩具および家具の製造、計量、点検、修理並びに販売に関する事業
15. 動物用医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売、貸与若しくは修理に関する事業
16. 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売、貸与若しくは修理に関する事業
17. その他上記各号に付帯、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都で発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式その他の取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。

2. 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続および手数料は、取締役会において定める会社書類の閲覧等取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者)

第13条 株主総会は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集する。

2. 前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役がこれに当る。

2. 前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令ならびに定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以って行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数を以って行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使することができる当社の他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第18条 当社に取締役(監査等委員であるものを除く。)7名以内を置く。

2. 当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。
3. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
4. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行う。
5. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役等)

第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い当会社の業務の執行を決定する。

2. 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。
3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数を以て行う。
4. 取締役会は、取締役会であらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。同代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。招集の通知は、各取締役に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。
5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第23条 監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

2. 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して少なくとも会日の3日前に発することを要する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第24条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第25条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数を以て行う。

第6章 取締役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第29条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第8章 附則

(法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第32条 当社は、取締役会の決議をもって、第70期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

(定款第16条附則)

1. 定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第16条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和23年 2月27日 制定

昭和25年10月31日 改訂

昭和26年10月 4日 改訂

昭和27年11月26日 改訂

昭和29年 7月 1日 改訂

昭和29年 9月 2日 改訂

昭和33年 1月16日 改訂

昭和36年 3月20日 改訂

昭和38年 6月10日 改訂

昭和43年 1月16日 改訂

昭和47年 6月23日 改訂

昭和50年 3月19日 改訂

昭和51年 3月27日 改訂

昭和54年 3月26日 改訂

昭和56年 3月27日 改訂

昭和57年 4月12日 改訂

昭和59年	11月26日	改訂
昭和60年	8月1日	改訂
昭和61年	4月23日	改訂
昭和62年	4月24日	改訂
平成2年	4月26日	改訂
平成3年	6月27日	改訂
平成5年	6月29日	改訂
平成6年	6月29日	改訂
平成8年	6月27日	改訂
平成9年	6月27日	改訂
平成10年	6月26日	改訂
平成13年	6月28日	改訂
平成14年	6月27日	改訂
平成15年	6月27日	改訂
平成16年	6月25日	改訂
平成17年	6月24日	改訂
平成18年	6月28日	改訂
平成19年	6月27日	改訂
平成20年	6月26日	改訂
平成21年	6月25日	改訂
平成22年	6月25日	改訂
平成25年	6月25日	改訂
平成26年	6月24日	改訂
平成27年	6月24日	改訂
2018年	6月26日	改訂
2022年	6月24日	改訂